

## ● 規程改正の概要

要 旨	刑法の一部改正に鑑み、「地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則」の一部改正を行う。
内 容	地方独立行政法人山梨県立病院機構就業規則の一部改正（規程第●号）  1 規則改正の内容 禁固 → 拘禁刑に改める。
施行期日	令和8年4月1日から施行する。

地方独立行政法人山梨県立病院機構職員就業規則 新旧対照表（令和8年4月1日適用）

新	旧
<p>(失職)</p> <p>第9条 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、山梨県の条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失う。</p> <p>一 <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二～三 略</p> <p><u>附 則（令和7年規程第●号）</u>  <u>（施行期日等）</u>  <u>この規程は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p>(失職)</p> <p>第9条 職員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、山梨県の条例に特別の定めがある場合を除き、その職を失う。</p> <p>一 <u>禁固</u>以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</p> <p>二～三 略</p>